

登録事項変更届添付書類

1 売買の場合

- ・ 売渡証書（売買契約書及び領収証書でも可）
- ・ 売主（共有の場合は全共有者）の印鑑登録証明書
- ・ 買主が個人の場合 → 住民票
- ・ 買主が法人の場合 → 登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）

2 贈与の場合

- ・ 贈与証書等（贈与のあったことを示す文書）
- ・ 贈与した方（共有の場合は全共有者）の印鑑登録証明書
- ・ 受贈者（贈与を受けた方）が個人の場合 → 住民票
- ・ 受贈者（贈与を受けた方）が法人の場合 → 登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）

3 相続の場合

（1）法定相続分の割合で相続する場合

- ・ 被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続人全員の住民票

（2）遺産分割協議により相続する場合

- ・ 遺産分割協議書（実印が押され、物件目録の記載のあるもの）
- ・ 相続人全員の印鑑登録証明書
- ・ 被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続する方の住民票

（3）遺言により相続する場合

- ・ 遺言書（自筆証書遺言及び秘密証書遺言の場合は家庭裁判所の検認が必要）
- ・ 被相続人（亡くなった方）の死亡時の戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続する方の住民票

4 氏名や商号等を変更した場合

- ・ 変更の履歴を証する書面 [個人の氏名変更の場合は戸籍（除籍）謄本、法人の商号等の変更の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）]

5 上記の原因によらない所有者の変更を行う場合には、下記問い合わせ先までお問合せください。

（例）交換、共有物分割、代物弁済、和解、財産分与、時効取得、信託、法人解散 等

《共通事項・注意点》

- ★添付書類は全てコピーでも構いません。
- ★旧所有者は、登録事項変更届に実印を押してください。（相続による場合を除く）
なお、新所有者は認印でも構いません。
- ★住民票は、鹿児島市に住民登録されている方は省略できます。
- ★相続放棄をした方の場合、相続放棄申述受理通知書または、同受理証明書の写しを提出してください。
- ★第1順位相続人が不存在で、第2～3順位の相続人が相続する場合は、上位の相続人が不存在（死亡）であることと、相続人と被相続人の相続関係が分かる戸籍が追加が必要です。
- ★戸籍（除籍）謄本の代わりに、法定相続情報一覧図を添付することも可能です。
- ★住民票の代わりに、住所が記載された印鑑登録証明書や戸籍附票を添付することも可能です。

【問い合わせ先】

鹿児島市役所 資産税課 家屋第一係 099-216-1181
家屋第二係 099-216-1182
または各支所の税務課